

埼玉県在宅福祉事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 埼玉県在宅福祉事業費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化令」という。)、厚生労働省所管補助金等交付規則(平成12年^{厚生省}労働省令第6号)及び補助金等の交付手続等に関する規則(昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、以下の各号のとおりとする。

- 1 国要綱 「在宅福祉事業費補助金の国庫補助について」(平成4年3月2日厚生省発老第19号)の別紙「在宅福祉事業費補助金交付要綱」
- 2 基準額 国要綱に規定する表の第4欄に定める基準額。ただし、「厚生労働大臣が必要と認めた額」は、「知事が必要と認めた額」と読み替える。
- 3 対象経費 国要綱に規定する表の第5欄に定める対象経費。

(補助対象事業)

第3条 この補助金は、国要綱の3に定める事業のうち、市町村が行う事業等で別表に定めるものを対象とする。ただし、指定都市が行う事業及び中核市が行う事業を除く。また、以下の各号のとおり読み替える。

- 1 「市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業」は、「市町村が行う事業」と読み替える。
- 2 「老人クラブが行う活動に対し市町村が行う助成事業に対して都道府県が補助する事業」は、「老人クラブが行う活動に対し市町村が行う助成事業」と読み替える。
- 3 「市町村老人クラブ連合会が行う活動に対し市町村が行う助成事業に対して都道府県が補助する事業」は、「市町村老人クラブ連合会が行う活動に対し市町村が行う助成事業」と読み替える。

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、別表の種目ごとに基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表の「3 補助率」に定める補助率を乗じて得た額の

合計額とする。ただし、別表の種目ごとの額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

(交付の条件)

第5条 この補助金の交付の決定には、以下の各号の条件が付されるものとする。

- 1 事業に要する経費の各種目間の配分の変更(それぞれの配分額のいずれか低い額の20%以内の変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- 2 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- 3 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- 4 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告しその指示を受けなければならない。
- 5 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間、及び規則第19条の規定により知事が定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- 6 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- 7 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- 8 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日、又は規則第19条の規定により知事が定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

(補助金の交付の申請)

第6条 規則第4条第1項に定める申請書の提出期限及び様式は、別途、定めるものとする。

(補助金の交付の変更申請)

第7条 この補助金の交付決定後の事情変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、前条の規定に準じて行うものとする。

(補助金の交付の決定)

第8条 規則第5条第1項に定める交付決定は、別紙様式2により行う。

(実績報告書)

第9条 規則第13条に定める報告書の提出期日及び様式は、別途、定めるものとする。

(補助金の額の確定)

第10条 規則第14条に定める補助金の額の確定は、別紙様式3により行う。

別表

1 区分	2 種 目	3 補助率
ア	高齢者地域福祉推進事業（老人クラブ活動等事業）	2 / 3
イ	特別事業	

埼玉県在宅福祉事業費補助金調書

市町村名： _____

県			市 町 村										備 考	
歳出予算 科目	交付決定の 額	補助率	歳 入			歳 出								
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち間接補 助金相当額	うち国庫補 助金相当額	支出済額	うち間接補 助金相当額	うち国庫補 助金相当額		

- 注 1 「県」の「歳出予算科目」には、項及び目とともに、交付決定通知書に示した事業区分名も記入すること。
- 2 「市町村」の「科目」には、歳入にあつては款・項・目・節を、歳出にあつては、款・項・目をそれぞれ記入すること。
 なお、歳出にあつては、前記「県」の「歳出予算科目」において交付決定通知書に示した事業費区分名を記入する場合において、これに対応する経費が目の内訳にかかるときは、当該経費を目の内訳として記入すること。
- 3 「予算現額」には、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記入すること。
- 4 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。

別紙様式2

年度埼玉県在宅福祉事業費補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

市町村長 様

埼玉県知事 ㊟

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度埼玉県在宅福祉事業費補助金については、下記のとおり交付します。

記

1 交付決定金額 金 円

2 支払方法 概算払

3 交付の条件

- (1) この補助金の交付の対象となる事業は、「埼玉県在宅福祉事業費補助金交付要綱」(以下「要綱」という。)の第3条に定める事業とする。
- (2) 各事業区分に対応する交付金額の内訳書は、別紙「 年度埼玉県在宅福祉事業費補助金交付額内訳書」のとおりとする。
- (3) この他要綱第5条に掲げるとおりとする。

別紙様式2の別紙

年度埼玉県在宅福祉事業費補助金交付額内訳書

市町村名 _____

種 目	交付決定額
高齢者地域福祉推進事業（老人クラブ活動等事業）	
特別事業	
合 計	

別紙様式3

年度埼玉県在宅福祉事業費補助金交付額確定通知書

第 号
年 月 日

市町村長 様

埼玉県知事 ⑩

年 月 日付け 第 号で交付決定を通知した
年度埼玉県在宅福祉事業費補助金については、下記のとおり確定します。
なお、超過交付となった金 円については、補助金等の交付手続等に関する
規則（昭和40年埼玉県規則第15号）第17条第2項に基づき、 年
月 日までに返還してください。

記

交付確定額 金 円